（特例対象会社）

第九十二条の二　法第百一条第四項の農林水産省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社の子会社等（子法人等（令第九条第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）をいう。）であって、当該会社の議決権を、連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権（法第十一条の八第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。）に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

２　法第十一条の八第三項の規定は、前項に規定する議決権について準用する。

（書面による議決権行使の期限）

第九十三条　法第二十一条第七項（法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第八十六条第一項、第八十九条第三項及び第九十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する会社法第三百十一条第一項の農林水産省令で定める時は、総会（総会の部会を含む。）の日時の直前の業務時間の終了時（第百六十三条第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時）とする。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第九十四条の二　法第三十四条の四第一項第二号（法第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（理事会及び経営管理委員会の議事録）

第九十五条　法第三十七条第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

２　理事会の議事録は、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　（略）

二　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ　法第三十七条第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ　法第三十七条第六項において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの

ハ　法第三十九条の五第五項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する会社法第三百八十三条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ　法第三十九条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百八十三条第三項の規定により監事が招集したもの

三　（略）

四　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

（特例対象会社）

第九十二条の二　法第百条の四第四項の農林水産省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社の子会社等（子法人等（令第九条第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）をいう。）であって、当該会社の議決権を、連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権（法第十一条の六第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。）に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

２　法第十一条の六第三項の規定は、前項に規定する議決権について準用する。

（書面による議決権行使の期限）

第九十三条　法第二十一条第七項（法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第八十六条第一項、第八十九条第三項及び第九十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十一条第一項の農林水産省令で定める時は、総会（総会の部会を含む。）の日時の直前の業務時間の終了時（第百六十三条第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時）とする。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第九十四条の二　法第三十四条の四第一項第二号（法第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（理事会及び経営管理委員会の議事録）

第九十五条　法第三十七条第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）に規定する理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

２　理事会の議事録は、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　（略）

二　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ　法第三十七条第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ　法第三十七条第六項において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定による理事が招集したもの

ハ　法第三十九条の五第五項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する会社法第三百八十三条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ　法第三十九条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百八十三条第三項の規定による監事が招集したもの

三　（略）

四　議決を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名